

## 那賀町民間賃貸住宅建築費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、那賀町民間賃貸住宅建築費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(建築後10年間の家賃額)

第2条 要綱第3条の建築後10年間の期間とは、管理を開始した月から、120ヶ月目の月までとする。

(補助対象経費と補助金の積算単位)

第3条 1戸当たり補助対象経費とは、住宅の補助対象経費を各戸ごとに分けた額とし、共用部分の建築費については戸数で按分し、その合計の額とする。ただし、各戸ごと又は住戸部分と共用部分とを明確に分けることが出来ない経費の場合は、面積で按分して各戸ごと又は住戸部分と共用部分ごとに算出したものとする。

2 補助金の積算単位については補助対象経費は千円未満切り捨て、床面積は㎡未満切り捨て、町産材体積はm<sup>3</sup>未満切り捨てとする。

(町内建設業者)

第4条 要綱第6条第1項第2号の町内建設業者とは、町内に事業所、営業所を持つ法人及び町内で営業する個人事業者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の建設業者及び同法第3条第1項ただし書の軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とするものをいう。

(事前協議)

第5条 要綱第7条に規定する事前協議は、那賀町民間賃貸住宅建築費補助金交付認定申請に係る事前協議書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 設計計画書・付近見取図

ア 配置図（付帯施設の計画も含む）

イ 各階平面図

ウ 平面詳細図（間取り別）

エ 立面図

オ 床面積求積表（建物全体、共用部分、住戸部分の面積がわかるもの）

カ 断面図

(2) 建築工事見積書（補助対象経費がわかるもの）

(3) 町産材見積書（町産材を使用し補助を受ける場合）

(4) 委任状（事業者以外の者が行う場合）

(5) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の認定申請)

第6条 要綱第9条第1項に規定する認定の申請は、那賀町民間賃貸住宅建築費補助金交付認定申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 設計計画書・付近見取図

ア 配置図（付帯施設の計画も含む）

イ 各階平面図

- ウ 平面詳細図（間取り別）
- エ 立面図
- オ 床面積求積表（建物全体、共用部分、住戸部分の面積がわかるもの）
- カ 断面図

- (2) 工事請負契約書（写）（※自らが施工する場合は不要）
- (3) 建築基準法第6条第1項の規程による確認済証（写）及び申請書（写）
- (4) 土地登記簿謄本及び借地の場合は土地の賃貸借契約書（写）又は使用賃貸契約書（写）
- (5) 個人の場合は、事業者の住民票、法人の場合は商業登記簿謄本
- (6) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (7) 建築工事見積書（補助対象経費がわかるもの）
- (8) 町産材見積書（町産材を使用し補助を受ける場合）
- (9) 委任状（※事業者以外の者が行う場合）
- (10) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付認定等の通知）

第7条 町長は、要綱第9条第2項に規定する補助金の交付を認定し、又は不認定しようとするときは、当該申請を行った者に対し、那賀町民間賃貸住宅建築費補助交付認定（不認定）通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（認定内容の変更）

第8条 認定事業者は、認定内容を変更しようとするときは、那賀町民間賃貸住宅建築費補助金認定内容変更申請書（別記様式第5号）に変更内容が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（認定内容の変更承認等の通知）

第9条 町長は、要綱第10条第2項に規定する認定内容の変更を承認し、又は不承認しようとするときは、那賀町民間賃貸住宅建築費補助金認定内容変更承認（不承認）通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第10条 要綱第11条第1項に規定する交付の申請は、那賀町民間賃貸住宅建築費補助金交付申請書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 建物の表示登記済証（写）
- (2) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証（写）
- (3) 完成写真
  - ア 建物の外観（4面）
  - イ 住戸（各タイプ毎）の各居室、洗面設備、浴室、屋外付帯施設（駐車場）
- (4) 完成図面（変更のない場合は不要）
- (5) 町産材納材証明書及び施工写真（町産材を使用し補助を受ける場合）
- (6) 委任状（※事業者以外の者が行う場合）
- (7) その他町長が必要であると認めるもの

（補助金の交付決定等の通知）

第11条 町長は、要綱第11条第2項に規定する補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、那賀町民間賃貸住宅建築費補助金交付（却下）決定通知書

(別記様式第8号) により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 要綱第11条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた認定事業者（以下「交付対象者」という。）が、要綱第12条に規定する補助金の交付を請求しようとするときは、那賀町民間賃貸住宅建築費補助金請求書（別記様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消しの通知)

第13条 町長は、要綱第13条の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、交付対象者に対し、那賀町民間賃貸住宅建築費補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、要綱第14条第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、交付対象者に対し、那賀町民間賃貸住宅建築費補助金返還命令書（別記様式第11号）により通知するものとする。

(新築した民間賃貸住宅の管理)

第15条 要綱第15条第2項の規定により売買等の取引を行おうとする者は、事前に民間賃貸住宅売買等申請書（別記様式第12号）に当該取引に係る契約書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請を承認したときは、当該申請を行った者に対し、那賀町民間賃貸住宅売買等承認通知書（別記様式第13号）により通知するものとする。

3 要綱第15条第3項の規定により用途の変更又は取り壊しのため、承認を受けようとする者は、那賀町民間賃貸住宅用途変更等承認申請書（別記様式第14号）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項に規定する申請を承認したときは、当該申請を行った者に対し、那賀町民間賃貸住宅用途変更等承認通知書（別記様式第15号）により通知するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。